

〔論 説〕

消費者裁判手続特例法に基づく  
被害回復裁判手続の独自性と発展性 (2)

八 木 敬 二

目次

序章 問題関心と課題の設定 (以上、成蹊法学 94 号)

第一章 フランス法

第一節 グループ訴訟の系譜

第一款 集团的利益論と集団訴訟

第一目 集团的利益論の展開

第二目 代位損害賠償訴訟の失敗

第二款 グループ訴訟

第一目 グループ訴訟の成立に至る経緯

第二目 消費者法上のグループ訴訟とその拡大 (以上、本号)

第二節 グループ訴訟の特質

第三節 小括

第二章 ドイツ法

第三章 日本法

第一章 フランス法

第一節 グループ訴訟の系譜

第一款 集团的利益論と集団訴訟

消費者裁判手続特例法上の手続に相当するフランスの手続は、次款で

消費者裁判手続特例法に基づく被害回復裁判手続の独自性と発展性 (2)

後述するグループ訴訟 (action de groupe) である。グループ訴訟は、多数の被害者の請求権の集束を目的とする点<sup>(1)</sup>において、やはり個別的利益 (intérêt individuel) の保護を目的とする手続であり、集団的利益 (intérêt collectif) の保護を目的とする手続とは異なるとされている。しかし他方で、集団的利益を擁護する団体であることから訴えの利益と資格が認められるとの説明も加えられており<sup>(2)</sup>、次節で見ると、集団的利益論との類比によって把握する試みも看取される。そこで、まずは集団的利益論に関する従来の議論を確認し、次節で検討するグループ訴訟がどのように位置付けられる手続なのかを玩味するための素材を調達する。

## 第一目 集団的利益論の展開

### 1 私訴権

#### (1) 私訴権と公訴権

法制史を顧みるならば、従来、集団的利益は必ずしも認識されているものではなかったといえる。そのような中で、先駆的に集団的利益を概念化し、これを受容したのがフランスである。その端緒となったのは、フランスにおける私訴権 (action civile)<sup>(3)</sup>を巡る一連の議論であった<sup>(4)</sup>。ここでは、その議論に立ち入る前に、

---

(1) Projet de loi n° 1015 relatif à la consommation adressé à l'Assemblée nationale par le Premier Misistre et le Ministre de l'Economie le 2 mai 2013, p. 3.

(2) Projet de loi n° 1015 relatif à la consommation, supra note 1, p. 4.

(3) 私訴権との訳出に含まれる考慮に関して、白取祐司『フランスの刑事司法』(日本評論社、2011年)288頁参照。

(4) 民事訴訟との関係でいえば、(2)で後述する破毀院連合部1913年4月5日判決が初めて集団的利益を承認した判決であると評価できるが、それに先んじて、コンセイユ・デタ1906年12月28日判決(C. E., 28 déc 1906, S., 1907, 3, 19)も、理髪店経営に関する職業組合がその職業の集団的利益において訴える権利を有することを認めている。ただし、民事実体法との相対的な距離に鑑み、行政事件はさしあたっての検討対象から外しておく。行政訴訟における集団的利益論の展開については、Louis BORÉ, *La défense des intérêts collectifs par les associations devant les juridictions administratives et judiciaires*, 1997, pp.36 et s など参照。行政訴訟と集団的利益との関係を研究するものとして、村上順「越権訴訟の訴の利益に関する考察」神奈川法学12巻1号

フランスにおける私訴権の位置付けを簡単に確認しておく。

私訴権とは、私人である犯罪被害者がその犯罪によって生じた損害の賠償を求める訴権であり<sup>(5)</sup>、その法律上の根拠は、フランス刑事訴訟法典 (Code de la procédure pénale) (以下本章では単に「刑訴法」という。) 第2条1項に求められる。同項によれば、「重罪、軽罪または違警罪によって生じた損害の賠償を求める私訴は、犯罪によって直接生じた損害を被ったすべての人に与えられる」とされる。この私訴権は、損害賠償を目的とする点で、刑罰の適用を目的とする公訴権 (action publique) とは区別されるものであるが<sup>(6)</sup>、この2つの訴権の排他性は否定されており<sup>(7)</sup>、刑訴法1条では、検察官<sup>(8)</sup>のほかに、被害者による公訴権の行使が認

(1977年) 23-40頁、北原仁「取消訴訟における集团的利益の問題について」早稲田大学大学院法研論集35号(1985年)143頁以下、杉原丈史「フランスにおける集団利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学72巻2号(1997年)147頁以下など。

- (5) Loïc CADIET et al., *Théorie générale du procès*, 3<sup>e</sup> éd, 2020, pp.310-312 (n° 149).
- (6) CADIET et al., supra note 5, pp.311-312 (n° 149). ただし、私訴権の目的ないし性質には二義性がある。Serge GUINCHARD et Jacques BUISSON, *Procédure pénale*, 15<sup>e</sup> éd, 2022, pp.819 et s. 実体法の観点から私訴権を研究するものとして、梶見由美子「『附帯私訴』について」金沢法学45巻2号(2003年)133頁以下、今野正規「フランス法における私訴権の意義」關西大學法學論集70巻5号(2021年)1373頁以下など。公訴権と私訴権が峻別されるに至る歴史的経緯については、水谷規男「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開(一)」一橋研究12巻1号(1987年)145頁以下、同「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開(二・完)」一橋研究12巻3号(1987年)61頁以下、エマニュエル・ジュラン(加藤雅之訳)「フランスにおける私訴権(附帯私訴)」慶應法学10号(2008年)329頁以下なども参照。
- (7) CADIET et al., supra note 5, pp.311-312 (n° 49). 検察官の公訴権行使に関する裁量統制機能に着眼した私訴権に関する分析として、水谷規男「検察官の不起訴裁量と集团的利害」一橋論叢101巻1号(1989年)80頁以下、同「フランスの私訴制度の現代的展開と訴追理念の変容」一橋論叢103巻1号(1990年)100頁以下。
- (8) CADIET et al., supra note 5, pp.311-312 (n° 149). 条文によれば、司法官 (magistrat) または官吏 (fonctionnaire) が原告となる(刑訴法1条1項「刑罰の適用のための公訴は、法律によってこれを委託された司法官または公務

められている<sup>(9)</sup>。これに加え、フランスに特有な歴史を背景としつつ、職業組合による私訴権の行使が認められるのかという議論が提起され、その過程で集团的利益論が展開されることとなる。

## (2) 私訴権と集团的利益

フランスにおける職業組合は、一時的にその存在が否定されていた。フランス革命期に定められたいわゆるル・シャプリエ法、すなわち同一の身分・職業の労働者および職人の集会に関する1791年6月14日=17日のデクレ (Décret relatif aux assemblées d'ouvriers et artisans de même état et profession)<sup>(10)</sup> (以下「1791年デクレ」という。)第1条<sup>(11)</sup>が、同一の身分および職業の市民による同業組合 (corporations) を全面的に廃止し、その事実上の復活も禁止したからである。廃止の理由は、提案者である Le Chapelier の報告によれば、「もはや国家には同業組合は存在せず、各人に固有の利益 (intérêt particulier) と一般的利益 (intérêt général) しか存在しない。市民に中間的利益 (intérêt intermédiaire) を吹き込み、同業組合の精神によって市民を公的な事柄から引き離すことは、何人にも許されない」からであるとされている<sup>(12)</sup>。

---

員によって提起され、追行される。』)。

(9) 刑訴法1条2項「この訴訟は、本法に定める要件の下で、被害者によっても提起され得る。」

(10) 例えば、Jean-Baptiste DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État*, tome 3, 2<sup>e</sup> éd., 1834, p.22 に全文が掲載されている。このデクレの完訳として、東京大学社会科学研究所資料第5集「1791年憲法の資料的研究」(1972年)202-203頁、沼田稲次郎編『資料労働法』(労働旬報社、1979年)468-469頁 [中村紘一] などがある。ル・シャプリエ法を基軸に据える研究として、中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」早稲田法学会誌20号(1968年)1頁以下、岡村等「フランス革命期における反結社法の役割に関する研究(1)」早稲田法学会誌(2018年)123頁以下、同「フランス革命期における反結社法の役割に関する研究(2・完)」早稲田法学会誌(2018年)53頁以下など。

(11) 1791年デクレ第1条「同一の身分および職業の市民による同業組合の全種廃止はフランス憲法の本源的基礎の1つであるから、いかなる口実、いかなる形式の下であっても、それらを事実上復活させることは禁止される。」

(12) Assemblée nationale constituante (1789-1791). *Auteur du texte Archives*

ここで念頭に置かれている中間的利益は、その前部分で示されているように「ある職業の市民の主張する共通の利益 (communs intérêts)」であり、このことは、1791年デクレ第2条<sup>(13)</sup>にも表れている。すなわち、1791年デクレによって、職業に係る共通の利益を主張する余地が否定されたと見ることができる。しかし、職業組合の創出に関する1884年5月21日法 (Loi du 21 mars 1884, relative à la création de syndicats professionnels) (以下「1884年法」という。)が制定され<sup>(14)</sup>、その第1条において1791年デクレが廃止されるとともに、第6条1項で一部の職業組合に裁判上の権利が認められ<sup>(15)</sup>、他方で、第5条で一部の職業組合においては裁判上の権利が否定された<sup>(16)</sup>。ただし、前者の職業組合についても、

---

*Parlementaires de 1787 à 1860*, Première série, tome 27, 1887, p. 210. 当時の歴史的背景につき、Gérard AUBIN et Jacques BOUVERESS, *Introduction historique au droit du travail*, 1995, pp.77 et s.

- (13) 1791年デクレ第2条「同一の身分または職業の市民、事業者、開業中の店舗を有する者、何らかの技芸に関する労働者および仲間職人は、集会しているとき、議長も書記も総代も互選することができず、登記簿を備え付けることも、決定または議決をおこなうことも、それらの者が共同の利益と主張するものに関する規則を作成することもできない。」
- (14) 1884年法に至る歴史的経緯につき、Jacques LE GOFF et al., *Du silence à la parole : une histoire du droit du travail des années 1830 à nos jours*, 4<sup>e</sup> éd., 2019, pp.132 et s 参照。フランス労働法史の概観として、恒藤武二『フランス労働法史』(日本評論新社版、1955年)1頁以下、水町勇一郎『労働社会の変容と再生』(有斐閣、2001年)8頁以下など。1884年法に関する研究として、宮本安美「フランス職業組合に関する一八八四年法の制定過程」法学研究(1964年)71頁以下、田端博邦「フランスにおける「労働の自由」と団結」高柳信一＝藤田勇編『資本主義法の形成と展開2』(東京大学出版会、1972年)135頁以下、島田陽一「フランス団結権史に関する一考察」早稲田大学大学院法研論集25号(1982年)115頁以下、大和田敢太『フランス労働法の研究』(文理閣、1995年)3頁以下などがある。
- (15) 1884年法第6条1項「使用者または労働者の職業組合は、裁判上の権利を有する。」
- (16) 1884年法第5条
- 「1 本法の規定後に正式に結成された職業組合は、その経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護のために自由に連合することができる。……
- 3 これらの連合体は不動産を所有することができず、また訴訟をすること

その訴権の範囲が明示されていなかった<sup>(17)</sup>。

そのため、職業組合は組合員の個別的利益を主張するにすぎず、単なる代理人としての地位しか認められないとする立場<sup>(18)</sup>と、職業組合について独立した職業という集团的利益を有する一つの人格が認められるとする立場<sup>(19)</sup>で見解の対立が生じていた。また、この問題に関する破毀院の態度も、民事部は職業団体による私訴権を認める一方で<sup>(20)</sup>、刑事部は私訴権を認めない<sup>(21)</sup>という一貫しないものとなっていた。

このような齟齬を解消させたのが、破毀院連合部 1913 年 4 月 5 日判決<sup>(22)</sup>である。同判決は、「フランス葡萄栽培者保護全国組合によって行われた私訴は、組合の構成員の一または複数の者の個別的利益を満足させるためのものではなく、各構成員とは異なる法人格を有する組合により代表され、全体として捉えられた職業の集团的利益を保護することを目的とするものであった」と判断し、正面から集团的利益を承認することで問題の解決を図っている。この判決は、組合員個人とは別に、職業組合に対して職業の集团的利益 (*intérêt collectif de professionnel*) を認めたものと理解され<sup>(23)</sup>、上記見解のうち集团的利益論に親和的な判断を示したものである。上記連合部判決の後、職業組合による私訴権の行使方法は、職業組合の民事能力の拡張に関する 1920 年 5 月 12 日法 (*Loi du 12 mars 1920 sur l'extension de la capacité civile des syndicats*

---

もできない。』

(17) Emmanuel JEULAND, *Droit processual general*, 4e éd, 2018, p.439 (n° 321).

(18) Marcel Planiol, notes D.P. 1895. II. 129, D.P. 1898. II. 129, D.P. 1909. I. 129. この立場からは、個別的な損害の発生や個別訴訟の許容が集团的損害または集团的利益を否定するための一つの論拠とされる。

(19) Jean-Pierre-Louis ROMIEU, conclusions sous C. E., 28 déc. 1906, D. P. 1907. III. 313 ; Leon MICHOU, *La théorie de la personnalité morale et son application au droit français*, Version intégrale, 2020, pp.202 et s [初出 1906 年].

(20) 例えば, Cass. civ., 18 janv. 1905, S. 1909. I. 157.

(21) 例えば, Cass. crim., 20 déc. 1907, Bull. crim., n° 512.

(22) Cass. Ch. réun., 5 avr. 1913, D. P., 1914, I, 65.

(23) Louis Rolland, note sous Cass. réun., 5 avr. 1913, D. P., 1914, I, 65 ; Gérard COUTURIER, *Traité de droit du travail*, tome 2, 2001, p.355 (n° 155) ; Jean PÉLISSIER et al., *Droit du travail*, 35<sup>e</sup> éd, 2021, p. 1039 (n° 1002).

professionnels) (以下「1920年法」という。)によって定式化され、現在ではフランス労働法典 (Code du travail) L.2132-3 第2項<sup>(24)</sup> (旧 L.411-11 条)に規定されている<sup>(25)</sup>。

このような集団的利益の性質については、検察官のみが擁護する利益である一般的利益 (intérêt général) と個々人にその擁護が委ねられる個別的利益との間に位置付けられ、集団の構成員の個別的利益との関係でいえば、上位の社会的または事業的カテゴリーに認められる特別の利益であると理解されている<sup>(26)</sup>。しかも、この集団的利益は、個別的利益や一般的利益と混同されることはない<sup>(27)</sup>。ただし、構成員の個別的利益に対する侵害を媒介にして集団的利益に対する間接的な侵害が認定され得ることから<sup>(28)</sup>、実質的に集団的利益の保護に個別的利益の保護が含意されている面もある。また、その行使主体については、同一の集団的利益であっても、その擁護は複数の団体によって担われることが許容されている<sup>(29)</sup>。

このようにして職業組合による私訴権の行使のあり方が徐々に明らかにされていく中、次に問題となったのは、その行使主体を

- 
- (24) 労働法典 L.2132-3 条第2項「職業組合は、すべての裁判所において、当該職業組合が代表する職業に係る集団的利益に対して直接または間接的な侵害をもたらした行為に関し、私訴当事者に認められる権利を行使することができる」
- (25) PÉLISSIER et al., supra note 23, p.1039 (n° 1002) ; Cécile CHAINAIS et al., Procédure civile, 36<sup>e</sup> éd, 2022, p.186 (n° 208). 労働法学から見た整理として、恒藤武二「フランス法における團結と争議」日本労働法学会編『労働法講座第7巻(上)』(有斐閣、1959年)1885頁以下、憲法学から見た整理として、中村睦男『社会権法理の形成』(有斐閣、1973年)44-119頁。
- (26) CHAINAIS et al., supra note 25, p.179 (n° 199) など。
- (27) 一方で、集団的利益の保護が一般的利益の保護を帰結すること(あるいは一般的利益の保護が集団的利益の保護に資すること)も多いとされる。PÉLISSIER et al., supra note 23, p.1040 (n° 1003)。
- (28) 間接的損害の立証の有無が争われた事例としては、Cass. crim., 26 oct. 1967, JCP 1968, II, 15.475 などがある。
- (29) Cass. crim., 21 nov. 1913, D 1914, I, 297 など。器官を持たない集団的利益の器官を代替するのが職業組合または団体であるとか、集団的利益を擬人化したのが職業組合または団体であると評される。

拡大して（非営利）団体（association）<sup>(30)</sup>による私訴権の行使が認められるかという点である。この問題に関しては、破産院によって非営利団体は職業に係る集団的利益を代表しないとされたこともあって<sup>(31)</sup>、職業組合と非営利団体との役割の分化が志向されることとなる。すなわち、非営利団体には、職業ではなく消費者の集団的利益を擁護する役割が承認されることとなる。その端緒は、1973年12月27日に制定されたいわゆる Royer 法（Loi n° 73-1193 du 27 décembre 1973 d'orientation du commerce et de l'artisanat）第46条<sup>(32)</sup>である<sup>(33)</sup>。この規定は、消費者法 L.621-1 条第1項<sup>(34)</sup>（旧 L.421-1 条第1項）に引き継がれ、非営利団体は、認可を受けることで消費者の集団的利益を擁護する主体として認められることとなった。その代表する利益が異なることから、職業組合による訴訟と非営利団体による訴訟は相互に排他的ではないが<sup>(35)</sup>、そ

---

(30) フランスの association を中心とする整理として、高村学人『アソシエーションへの自由』（勁草書房、2007）19頁以下がある。

(31) Cass. crim., 18 oct. 1913, D 1920, I, 321 ; Cass. Ch. réun., 15 juin 1923, D. P., 1924, I, 153 ; D. 1924, I, 49.

(32) Royer 法第46条「消費者の利益の保護を定款上の明示的な目的とする適法に設立の届出をした団体は、そのための認可を有していれば、消費者の集団的利益に直接または間接に損害をもたらす行為に関し、私訴当事者に認められる権利を行使することができる。」

(33) 立法化に至るまで、職業に係る集団的利益との類比から、非営利団体にもその構成員の個別的利益の間接的侵害に係る私訴権の行使が認められるとの理論構成も試みられていた。Serge GUINCHARD, *Grandeur et décadence de la notion d'intérêt général*, *Mélanges Jean Vincent*, 1981, p. 137 et s 参照。関連する判例として、Cass. civ., 23 juil. 1918, D.P., 1918, I, 52 ; C. civ., 25 nov. 1929, D. H., 1930, I, 1 ; Cass. 1<sup>re</sup> civ., 27 mai 1975, Bull. civ., I, n° 174. などがある。もっとも、この理論構成は、大義（grand cause）の擁護のような社会的目的のための集団的利益に関する訴訟につながる事となる。この大義のための訴訟は、従来の集団的利益に関する訴訟よりも一般の利益に接近する。従来の集団的利益に関する訴訟と大義のための訴訟の区別については、Emmanuel JEULAND, *supra* note 17, p.438 (n° 320) など参照。

(34) 消費者法 L.621-1 条第1項「その定款の目的において消費者の利益の保護に適宜に掲げる団体は、L.811-1 条の適用により認められる許可を有していれば、消費者の集団的利益に対して直接または間接的な侵害をもたらした行為に関し、私訴当事者に認められる権利を行使することができる。」

の職業組合または団体が代表するとされる集団的利益についてしか訴権の行使は許容されないことが帰結される<sup>(36)</sup>。

### (3) 私訴権の定位

このようにして私訴権を集団的利益論によって基礎付けることの訴訟法上の意義は、フランス民事訴訟法典（Code de procédure civile）（以下本章では単に「民訴法」という。）31条<sup>(37)</sup>における「一定の利益を擁護するための資格」があるとして、訴える権利（droit d'agir）の拡張が認められる点にある<sup>(38)</sup>。ただし、私訴権を語る文脈としては、2つのものが観測されるように思われる。1つは、法人格に寄せて語る方法である。例えば、黙示的に法人格を認めた<sup>(39)</sup>といった表現が見られる。もう1つは、利益を階層的に捉える見方である。例えば、前述したように、一般的利益と個別的利益の中間に集団的利益を位置付けるものである。この文脈では、同一の侵害行為によって個別的利益、集団的利益および一般的利益のそれぞれが同時に侵害され得ることが承認されているとされる<sup>(40)</sup>。このような集団的利益の内実についても、現在ではかなり細分化して考えられており、侵害される集団的利益の性質に応じて、25の異なる種類の団体に訴える権利が認められている（刑訴法2-1条以下）。

## 2 消費者団体による差止訴訟

一種の論争を巻き起こした私訴権に関する集団的利益論の発展は、その後、消費者団体による差止訴訟の創設につながるようになる。具体的には、消費者団体による差止訴訟の端緒として、1988

(35) PÉLISSIER et al. supra note 23, p.10 (n° 1002).

(36) COUTURIER, supra note 23, p.355 (n° 155).

(37) 民訴法31条「訴権は、申立ての成否に正当な利益を有するすべての者に与えられる。ただし、申立てをし、もしくは争うため、または一定の利益を擁護するための資格がある者のみ法律が訴える権利を付与している場合においては、この限りでない。」

(38) COUTURIER, supra note 23, p.355 (n° 155).

(39) COUTURIER, supra note 23, p.355 (n° 155).

(40) COUTURIER, supra note 23, p.355 (n° 155).

年1月5日法によって認められた不当条項削除訴権 (action en suppression de clauses abusives) へと展開していく。その後、この不当条項削除訴権は、2001年に違法行為停止訴権 (action en cessation d'agissements illicites) として拡大的に整理されている。これらの差止訴権が認められる理由は、私訴権と同様に、集团的利益の侵害が観念される点に求められる<sup>(41)</sup>。そのため、不当条項の削除および違法行為の停止は、私訴権の行使に伴って請求することも可能であるとされる (消費者法 L.621-2 条第1項<sup>(42)</sup>)。さらに、不当条項削除訴権の行使に併せて、集团的利益に関する損害賠償請求も認められる<sup>(43)</sup>。ただし、いずれの訴訟においても、判決の拘束力は当事者のみに限定され、したがって類似の約款などを用いる他の事業者に効力が及ぶことはなく、問題視された約款を基礎として締結済みの契約を当然に無効とする効果もないこととなる<sup>(44)</sup>。すなわち、集团的利益に関する損害賠償請求訴訟の帰趨は個別的利益の有無に影響を与えないのである。その意味で、ここでも集团的利益は個別的利益と別の保護法益として把握されているといえる。

---

(41) Jean CALAIS-AULOY et Henri TEMPLE, *Droit de la consommation*, 9<sup>e</sup> éd, 2015, pp.688-689 (n° 689). ただし、その行使には法律上の形式要件を満たせば足り、集团的利益への侵害を直接立証する必要はないとされる。民事・刑事・行政事件の統合的研究として、荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟について」本郷法政紀要 10 号 (2001 年) 40 頁以下。同「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件」法学協会雑誌 121 巻 6 号 (2004 年) 781 頁以下も参照。

(42) 消費者法 L.621-2 条第1項「L.621-1 条所定の消費者団体は、本条の定める要件の下、私訴権について裁判する民事裁判所または刑事裁判所において、被告または被告人に関して、必要であれば間接強制を行いつつ、消費者との契約若しくはその雛形または契約締結過程における違法行為を停止させまたは違法な条項を削除させるためのあらゆる措置を命じるよう求めることができる。」

(43) Cass. civ. 1<sup>re</sup>, 5 oct 1999, D. aff. 2000, p.110. 違法行為停止訴権の場合にも同様の趣旨が妥当すると理解されている。CALAIS-AULOY et TEMPLE, *supra* note 41, p.689 (n° 689) 参照。違法行為停止訴権の場合と異なり、このときは集团的利益への侵害を立証する必要があるとされる。

(44) Jérôme JULIEN, *Droit de la consommation*, 2<sup>e</sup> éd, 2017, p.624 (n° 465).

### 3 民事法における集団的利益論

集団的利益論は、フランス革命期に個人の団結が禁止されたという歴史的な文脈において出現したものであって、機能的には法人格の付与と重複するかに思われる。しかし、厳密には、個別的利益とは別個の保護法益を創出し、それを代表する職業組合または（非営利）団体に独自の実体的利益（より具体的には、私訴権、差止請求権または集団的利益に係る損害賠償請求権）を付与する理論構成といえる。そして、その請求権は、職業組合および非営利団体による私訴権の認容過程に顕著であるように、未確定の実体的利益としての側面を有するものでもあった。このことは、集団的権利ではなく集団的利益という用語の使用が選好され、必ずしも権利性を有しない実体的利益が議論の射程に含まれていることから窺われる<sup>(45)</sup>。もちろん、権利として行使するためには立法または判例による権利性の承認が必要となると考えられる<sup>(46)</sup>。また、集団的利益論それ自体については、行政訴訟や刑事訴訟においても援用されるような非常に広範な内容を含むものであり、ここでは民事訴訟法的な観点から集団的利益を叙述しているにすぎないことには留意が必要となる。実際、フランスでも、職業の集団的利益や消費者の集団的利益といった形で集団的利益の内容に限定を付した整理がなされている。

ここで目をグループ訴訟に戻すと、今まで見てきた集団的利益論が個別的権利とは異なる権利を認めようとするものであったことに鑑みるならば、やはり個別的利益の侵害を前提とするグループ訴訟は必ずしも集団的利益論の延長に位置付けられるものではないということになりそうである。そのため、個別的な請求権を集束するための手続は、次目で述べる代位損害賠償訴訟（*action en représentation conjointe*）<sup>(47)</sup>のようなオプトイン型の手続が最初

(45) Maria-José AZAR-BAUD, *Les actions collectives en droit de la consommation*, 2013, p.33.

(46) AZAR-BAUD, *supra* note 45, p.33.

(47) 第三章で後述する消費者裁判手続特例法の理論的基礎との関係で、共同代理訴訟とは訳出せず、山本和彦『解説 消費者裁判手続特例法 [第2版]』（弘文堂、2016年）50頁などに倣い、代位損害賠償訴訟と意識しておく。

に立法化されることとなる。

## 第二目 代位損害賠償訴訟の失敗

個別的な権利行使を躊躇うような事例（例えば、携帯電話の通信料が不当であるとされる事例）に対応した手続の必要性は、従前から認識されてはいたものの、個々人に被害が生じていてその救済が問題となる以上、当然に集団的な訴訟を構築することはできず、集団的利益論を援用することも容易ではない。そこで立法されたのが、1992年1月18日法律第60号によって創設される代位損害賠償訴訟である。この訴訟は、1993年7月26日に消費者法に編纂され、現在では消費者法 L.622-1 条第1項に規定がある。同条文によれば、代位損害賠償訴訟とは、同一事業者の行為によって生じた共通の原因を有する個人的な損害について、消費者法 L.811-1 条<sup>(48)</sup>の適用を受ける認可消費者団体が、被害を受けた消費者の2人以上から委任を受けることを条件に、裁判所に対し、委任した消費者の名で損害賠償訴訟を認めるものである。これは一種の代位訴訟を認めたものと理解されるが<sup>(49)</sup>、団体に訴訟委任していない関係消費者は個人で訴えを提起することが可能であることから<sup>(50)</sup>、あくまで個別的利益を前提とした手続といえる<sup>(51)</sup>。

この代位損害賠償訴訟については、手続開始前の授権を前提とするオプトイン型の手続を採用するもので、しかも消費者団体が消費者から授権を得るために行い得る措置が極めて限定されているため<sup>(52)</sup>、そもそも集合的な消費者被害の回復にどれほどの実効

---

(48) 消費者法 L.811-1 条

「1 消費者保護団体は、検察官による意見を踏まえて認可される。  
2 当該団体が認可されるための全国または地方レベルの代表性の要件およびその認可の取消しの要件は、デクレによって定められる。」

(49) Loïc CADIET et Emmanuel JEULAND, *Droit judiciaire privé*, 10<sup>e</sup> éd, 2017, p.309 (n<sup>o</sup> 371).

(50) Jean-Denis PELLIER, *Droit de la consommation*, 2<sup>e</sup> éd, 2019, p.359.

(51) ただし、次節で後述する Azar-Baud の見解によれば、代位損害賠償訴訟が適用される場面も個別的で均質な利益の問題状況に分類されることとなる。もちろん、代位損害賠償訴訟それ自体はあくまで個別的利益に基づくものであり、集団的利益論からは外れている点に変わりはない。

性があるのか疑問であると批判されていた<sup>(53)</sup>。また、認可消費者団体は提訴にあたって弁護士を選任しなければならず、審理に関する特則も存在しないので、通常の共同訴訟ではなく代位損害賠償訴訟を利用することのメリットがほとんどない<sup>(54)</sup>。さらに、消費者団体の責任が問われるおそれがあり<sup>(55)</sup>、管理にかかる労力や費用等の負担も大きい。これらの事情から、代位損害賠償訴訟はほとんど利用されていないとの状況にある<sup>(56)</sup>。

このような代位損害賠償訴訟の失敗を受け、次款で述べるグループ訴訟が創設されたことからすると、代位損害賠償訴訟を維持する意味はあまりないようにも思われる<sup>(57)</sup>。しかし、グループ訴訟のような損害の限定がないなどの点においてなお有用であるとの指摘も見られる<sup>(58)</sup>。また、通貨金融法典 (Code monétaire et financier) では、代位損害賠償訴訟が認められるのみで (通貨金融法典 L.452-2 条第 1 項<sup>(59)</sup>)、グループ訴訟が認められていないため、投資家関係訴訟では一定の意義が認められるとされる。

- 
- (52) レピュテーションリスクの観点から、授権を得るための手段として、テレビまたはラジオを通じた公衆への呼びかけ、あるいはポスター、チラシまたはダイレクトメールを用いることが制限されている (消費者法 L.622-2 条第 1 項)。CALAIS-AULOY et TEMPLE, *supra* note 43, p.667 (n° 668) も参照。
- (53) Louis BORÉ, *L'action en représentation conjointe*, D. 1995, p. 268.
- (54) BORÉ, *supra* note 53, p.268.
- (55) しかも、有償委任の場合は無償委任よりも過失に関する責任が厳格化される (民法第 1192 条第 2 項)。
- (56) 1992 年以降 2013 年までに代位損害賠償訴訟が提起された件数は 5 件にとどまる。Gilles PAISANT, *Defence et illustration du droit de la consommation*, 2015, p.225 (n° 181) 参照。
- (57) PAISANT, *supra* note 56, p.225 (n° 181).
- (58) PELLIER, *supra* note 50, p.359. 同書では、特に薬品、避妊具、プロテーゼ、インプラントなどを原因とする損害賠償請求に適しているとされる。
- (59) 通貨金融法典 L.452-2 条第 1 項「特定された複数の自然人が、その投資家の資格において、同一の事業者の行為によって生じ、かつ共通の原因を有する個人的な損害を被ったとき、L.452-1 条所定のすべての団体は、関係投資家の 2 人以上から委任を受けた場合には、すべての裁判所に対し、これらの投資家の名で賠償訴訟を提起することができる。」

## 第二款 グループ訴訟

### 第一目 グループ訴訟の成立に至る経緯

#### 1 代位損害賠償訴訟制定前

かくして次目で述べるように2014年にグループ訴訟が創設されるのであるが、グループ訴訟の立法化に関する試みは代位損害賠償訴訟前から存在していた。まず、1983年にJean Calais-Auloy教授が委員長を務めた消費訴訟規制委員会<sup>(60)</sup>によって1990年に公表された草案は、2つの異なる訴訟の創設を提案するものであった。すなわち、代位損害賠償訴訟に近いが授權を不要として消費者の特定のグループの利益における訴権を認める訴訟と、消費者の不特定なグループの利益において行使される認可団体による訴訟の2つが構想されていた<sup>(61)</sup>。これらの訴訟は、アメリカとケベックのクラスアクションに着想を得たものとされるが、後者の訴訟は必ずしもオプトアウトを前提とするものではなく、1段階目に責任原理に関する判決がなされ、認容判決の場合に被害者による訴えの申立てを受理するという訴訟構造を採用していた。すなわち、既にこの時点で現在の2段階型の手続構造の原型が出来上がっていたということができる。しかし、事業者団体による反対に遭い、既判力の相対性との関係が理論的に整理されていなかったこともあって、実際に立法化されるには至らなかった。

これとほぼ同時期の1985年にも、訴訟法全体の改正を試みるFrancis Caballero教授による立法提案の中で、グループ訴訟に関する規律が用意されていた。この規律は、裁判官によって監督された原告について、自らの申立てに加え、法的に類似の状況に置かれている者の申立てを代理することを認めるもので、法状況の類似性および原告の代表性の審査を要件とする訴訟の受理性が承認された場合には、オプトアウトの意思を表明しなかった者に判決効が及ぶとするものであった<sup>(62)</sup>。アメリカやケベックで認めら

---

(60) この委員会は後に消費者法改正委員会に実質的に引き継がれ、すぐ後に述べる立法草案が作成される。

(61) Jean CALAIS-AULOY, *Propositions pour un code de la consommation*, 1990, pp.110 et s. Jean CALAIS-AULOY, *La class action et ses alternatives en droit de la consommation*, LPA2005, p.31 も参照。

れるクラスアクションの採用を提案するものといえようが、この提案が議会で議論されることは一度もなく、フランスにおけるグループ訴訟は前述した Calais-Auloy 教授の立法案の方向で発展することとなる。

## 2 代位損害賠償訴訟制定後

前款第二目で述べた代位損害賠償訴訟の失敗は、グループ訴訟に関する立法化の機運を高めることとなった。具体的には、2005年にワーキンググループが組織され、グループ訴訟導入の動きが本格化することとなる。この時期になされた Serge Guinchard 教授の提案は、被害者または認可団体によって開始される訴訟によって大量損害に関する責任の確認がなされ、2段階目で任意参加または既に訴訟当事者となっている団体への加入が行われるとするものであった<sup>(63)</sup>。この Guinchard 教授案は、Calais-Auloy 教授の立法案を修正したものであると評されており<sup>(64)</sup>、理論的に見た場合、2段階型の手続について、特に既判力の相対性が被害者による訴訟当事者参加 (intervention volontaire et principale) または原告団体への加入によって克服されている点に議論の進展が認められる。そして、その前提として、被告事業者の責任原理に関する責任判決は、中間判決と終局判決の両方の要素を有する混合判決 (jugement mixte)<sup>(65)</sup>であると理解された。

(62) Francis CABALLERO, Plaidons par procureur ! De l'archaïsme procédural à l'action de groupe. *RTD civ.* 1985, n° 28. この立法提案に関する条文は、BORÉ, supra note 4, pp.467 et s. に掲載されている。

(63) Serge GUINCHARD, Une class action à la française ? , *D.* 2005, p.2185 (n° 32).

(64) AZAR-BAUD, supra note 45, p.71 ; JEULAND, supra note 19, p.438 (n° 320).

(65) 混合判決は、その主文において本案の一部 (partie du principal) について判断し、証拠調べまたは仮の処分を命じる裁判であることから、独立した上訴の対象となる (民事訴訟法典第 544 条および第 606 条)。典型的な混合判決としては、被告の責任原因を確認する終局判決事項に加え、損害額に関する鑑定を命じる中間判決事項を命じる判決が挙げられる。混合判決 (および訴訟当事者参加) に関する説明を含め、Guinchard 教授の見解については、山本和彦「フランスにおける消費者集団訴訟制度の概要 (下)」NBL943 号 (2010 年) 20 頁も参照。

その後、2006年11月8日に国民議会で閣議決定されたBRETON法案は、Guinchard教授の見解に示唆を得た2段階型の手続の導入を提案するものとされ、現行法の規定にかなり近いものであった。しかし、2007年2月に議事日程から外され、実際に立法化されるには至らなかった<sup>(66)</sup>。ただ、事業者の責任に関する確認訴訟を先行させるというGuinchard教授およびBRETON法案の考え方は基本的には支持されていたので、政策的な背景から立法化が断念されたとされている<sup>(67)</sup>。

このような2段階型の手続の理論的正当化と法案化が進展する一方で、法案化とはほぼ同時期の2006年5月13日に用語・新語一般委員会(Commission générale de terminologie et de néologie)が官報で公表した説明によると、グループ訴訟とは、幾つかの国において民事手続上なされている訴訟であって、一人または複数人の原告が必ずしも事前の授権を得ることなく、あるカテゴリーのために裁判上の訴えを提起することを認めるものであり、外国のクラスアクション(class action)に相当するものであるとされている<sup>(68)</sup>。そのため、グループ訴訟は、特にフランス版グループ訴訟(action de groupe à la française)と呼ばれることもあるが、Calais-Auloy教授の立案から受け継がれている2段階型の手続構造はクラスアクションと一定の距離をとるものでもあるため、その評価について次目で述べるような見解の対立が認められる。

## 第二目 消費者法上のグループ訴訟とグループ訴訟の拡大

### 1. グループ訴訟の一般的な流れ

#### (1) 消費者法上のグループ訴訟とその後の拡大

---

(66) 2006年法案の提出から2014年法の成立に至るまでの政策過程を調査したものととして、荻野奈緒「フランスにおける「グループ訴権」導入をめぐる動向」瀬川晃ほか著『ダイバーシティ時代における法・政治システムの再検証』(弘文堂、2014年)109頁以下がある。

(67) BRETON法案に関する政治状況については、山本和彦「フランスにおける消費者グループ訴訟」一橋法学13巻3号(2014年)1024-1026頁以下に詳しい。

(68) JO, n° 111 du 13 mai 2006, p. 7072.

前目で述べたように、グループ訴訟はその成立に至るまで、度重なる立法上の挫折を経験したが、2013年5月2日に国民議会で提出された法案<sup>(69)</sup>は、2014年3月17日法律第344号(Loi n° 2014-344 du 17 mars 2014 relative à la consommation) (以下「2014年法」という。)<sup>(70)</sup>に結実し、遂に消費者法にグループ訴訟が創設されることとなった。その後、2016年3月14日オルドナンス第301号によって消費者法の規定が再編され<sup>(71)</sup>、その趣旨に沿ってグループ訴訟に関する規定の位置も変更されたが、各規定について本質的な変更はなされなかった。そのため、本稿では、2014年法に言及する場合であっても、主として再編後の規定を引用する。

また、2014年法の立法の際、グループ訴訟は、消費者法の領域だけでなく、特に保険衛生法および環境法においても必要であると認識されており、2014年法とは別の法律による立法化が並行的に議論の対象とされていた<sup>(72)</sup>。このような議論を受け、2016年1月26日法律第41号において公衆衛生法にもグループ訴訟が創設され、さらに、2016年11月18日法律第1547号(Loi n° 2016-1547 du 18 novembre 2016 de modernisation de la justice du XXI<sup>e</sup> siècle) (21世紀における司法の現代化に関する法律。グループ訴訟のほかにも様々な規定が含まれている。以下「2016年法」という。)により、消費者法上のグループ訴訟を適用対象外としながらも<sup>(73)</sup>、一般法の形でグループ訴訟の枠組みが規定されるに至った。2016年法の適用範囲は、①差別事件(差別防止の領域における共同体法の適用のための諸規定に関する2008年5月27日法律第496

---

(69) Projet de loi en faveur des consommateurs, n° 3430.

(70) 国民議会での決議は2014年3月13日になされている。

(71) 消費者法全体を体系的に再編纂するもので、それまで全5編だったのを全8編へと増やし、各編の章構成を「総則規定、各論規定、制裁、海外領土に関する規定」の順に配置するといった整理がなされた。

(72) Rapport n° 1156, p.87.

(73) 2016年法の立法理由によると、2014年法はその立法の段階で詳細な議論がなされているため、2016年法の議論の対象に含める必要がないと判断されたと説明されている。もっとも、消費者法 L. 623-10 条だけは2016年法と平仄を合わせる形で条文が修正された。

号に基づいて開始される訴訟)、②労働事件(労働法典 L.1134-6 条から L.1134-10 条に基づいて開始される訴訟)、③環境事件(環境法典 L.142-3-1 条に基づいて開始される訴訟)、④健康被害事件(公衆衛生法典第 1 部第 1 巻第 4 編第 3 章に基づいて開始される訴訟)、⑤個人情報保護事件(情報処理、情報ファイルおよび自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 17 号第 43 条の 3 に基づいて開始される訴訟)であるとされる(2016 年法第 60 条)<sup>(74)</sup>。ただし、2016 年法の規定はグループ訴訟の標準的な在り方を提示するもので、各法がグループ訴訟に関する特別を定めることは許されている。

以下では、まず、初めてグループ訴訟の枠組みを作った 2014 年法の内容を確認し、その後、2016 年法や個別法に固有の事情に言及する。

## (2) 団体による訴訟を通じた事業者の責任の確認

まず、消費者法上のグループ訴訟の原告適格を有する者は、全国レベルで活動し、消費者法 L. 811-1 条に基づき認定を受けた消費者保護団体である(消費者法 L.623-1 条)<sup>(75)</sup>。当該団体は、同様または類似の状況に置かれた消費者<sup>(76)</sup>の被った個人的な損害で、①物の売買またはサービスの提供および不動産賃貸借を基礎とするもの(同条 1 号)、または②その損害が商法典第 4 巻第 2 編または EU 運営条約 101 条および 102 条の意味での反競争的な行為によっ

---

(74) これらは限定列举であり、その他の事件においてグループ訴訟を行うことはできないとされる。また、差別事件など、行政訴訟においてもグループ訴訟の適用が認められている(2016 年法第 85 条参照)。

(75) 経済財政産業省の内局である競争・消費・詐欺防止総局(DGCCRF)のホームページ(<http://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Liste-et-coordonnees-des-associations-nationales>)によると、2022 年 9 月時点で 15 の団体がこれに当てはまる。各団体の構成や実績などについては、町村泰貴「フランス・グループ訴権の実例」名古屋大学法政論集 270 号(2017 年)313 頁以下、同『詳解 消費者裁判手続特例法』(民事法研究会、2019 年)184 頁以下など参照。

(76) 消費者法典の冒頭規定では消費者(*consommateur*)概念が定義されており、それによると、「消費者」とは、自らの商業、工業、手工業、自由専門職または農業上の活動のためでなく行動する自然人であるとされる。

て生じた損害（同条2号）について、一人または複数の事業者<sup>(77)</sup>の法律上または契約上の義務違反を共通の原因としているのであれば<sup>(78)</sup>、その損害の賠償を得るために、民事裁判所に訴えを提起することができる（消費者法 L.623-1 条<sup>(79)</sup>）。ただし、この訴訟で賠償請求の対象となる損害は、消費者の被った物的被害に基づく財産的損害の賠償に限られる（消費者法 L. 623-2 条）点には注意が必要である。

このように団体によって開始されたグループ訴訟の第1段階目の手続は、上記損害賠償の前提となる責任判決（*jugement sur la responsabilité*）がなされることによって終了することとなる。すなわち、裁判官は、申立人である団体の提出する個々の事案<sup>(80)</sup>に鑑みて、事業者の責任について判断する（消費者法 L. 623-4 条）。そして、裁判官は、事業者の責任を認めるのであれば、その責任を

- (77) 消費者法典の冒頭規定では事業者（*professionnel*）概念も定義されており、それによると、「事業者」とは、他の事業者の名でまたは他の事業者の計算で行動する場合も含め、自らの商業、工業、手工業、自由専門職または農業上の活動のために行動する自然人または法人若しくは公法人であるとされる。
- (78) 例えば、欠陥のある商品の売買である。Jacques HÉRON et Thierry LE BARS, *Droit judiciaire privé*, 6<sup>e</sup> éd, 2015, p.99 note 124 参照。
- (79) 本条については、住宅、開発およびデジタルの進展に関する 2018 年 11 月 23 日法律第 1021 号（*Loi n° 2018-1021 du 23 novembre 2018 portant évolution du logement, de l'aménagement et du numérique*）による改正があった。その結果、法律上の義務が消費者法上の義務に限定されないことが明記され、第1号には「不動産賃貸借」が追加されることとなった。不動産賃貸借については、賃借人の *faute* の有無によってその法律上または契約上の義務違反の有無が変わるためグループ訴訟の対象外とみる余地があるとの疑義が呈されており、実際に全国住宅連盟（*Confédération Nationale du Logement*）が社会住宅供給会社（*bailleur social*）に対して提起したグループ訴訟で、賃貸借契約は L.623-1 条所定のサービス提供契約ではないとして訴えを不受理とした裁判例が出現していた（*CA Paris*, 9 nov. 2017, n° 16/05321）。上記立法は、このような事態に対応するものであり、賃借人の *faute* の有無は第2段階の問題であると理解される。Guy RAYMOND, *Droit de la consommation*, 4<sup>e</sup> éd, 2017, p.113 note 55 参照。
- (80) 最低でも2つの事例を示す必要があるが、グループの存否に関する判断を容易にするために、より多くの事例を提示することになるとされる。HÉRON et LE BARS, *supra* note 78, p.99 note 123 参照。

負う消費者のグループを定義し、事業者の責任とグループを関連付けるための基準を定める(同条)。さらに、次の段階に移るために、当該グループを構成する各消費者または各消費者のカテゴリに賠償されるべき損害およびその額またはこの損害額を評価するに足るすべての要素も定められる(消費者法 L. 623-5 条)。現物による賠償がより適当であるとされたときは、その履行の方法も提示される(消費者法 L. 623-6 条)。

これで賠償額を計算するための準備は整うが、代位損害賠償訴訟と異なり、その対象となる消費者が具体的に誰かという点は責任判決の段階では未確定である。そのため、対象消費者が手続に参加できるような措置を講じる必要がある。そこで、裁判官は、事業者の責任を認容する判決の中で、グループに属し得る消費者に対してその判決を知らせるために適当な措置を命じることとなる(消費者法 L. 623-7 条第 1 項)<sup>(81)</sup>。それに併せて、消費者が自己の損害の賠償を得るためにグループに加入するための期間(公示後 2 月以上 6 月以内)も定められる(消費者法 L. 623-8 条)。この加入の方式は、消費者が事業者に直接申し出るのか、団体または消費者法 L.623-13 条<sup>(82)</sup>所定の者の仲介によって申し出るか、この 2 つのうち裁判官の定めた方式で加入することとなる(同条第 2 項)。

消費者が事業者に直接申し出る場合、裁判官は、被害を受けた消費者が損害の回復を求めて参加するための期間および事業者が認めなかった賠償請求を申し立てることのできる期間を定める(消費者法 L.623-11 条)。他方、団体または消費者法 L.623-13 条所定の者の仲介がなされる場合、グループへの加入は、原告団体に対する賠償のための授権とみなされる(消費者法 L. 623-9 条第 1

---

(81) このような判決の公示措置は、責任判決が通常の不服申立ておよび破棄申立ての対象となくなってから、事業者の負担で実施される(同条第 2 項)。

(82) 消費者法 L. 623-13 条「団体は、裁判官の許可を得て、援助を得るため、とりわけ団体がグループのメンバーの賠償請求を受ける手続をするため、そしてより一般的には団体が消費者の賠償に向けて事業者に対して被害を受けた消費者を代表するため、その名簿がコンセイユエタ・デクレによって定められている規制を受けた法律専門職に所属するあらゆる者の援助を受けることができる。」

項)。ただし、原告団体に対する加入とはみなされないし、またそれを含意するものでもない（同条第2項）。また、消費者に対してグループ訴訟に参加することを禁じることを目的とした条項またはそのような効果を有する条項は、すべて書かれていないものとみなされる（消費者法 L. 623-32 条）。

### （3）消費者の加入と加入者への賠償

以上の与件の下、まず、責任判決を受けた損害額の確定がなされることとなる。すなわち、事業者は、責任判決により定められた条件、範囲および期間に従い、各消費者の被った損害の個別的な賠償を行い（消費者法 L.623-18 条）、責任判決をした裁判官は、上記判決の実施の際に生じる紛争について解決する（消費者法 L. 623-19 条）。そして、原告団体は、事業者が認めなかった賠償請求について判断した判決の強制執行のため、所定の期間内に事業者による賠償を受けなかったグループのメンバーである消費者を代理することとなる（消費者法 L. 623-20 条）。

しかし、このように消費者が事後的に手続に参加することから、団体が訴訟している間に個人の請求権が時効にかかって消滅するおそれがある。そこで、消費者法 L. 623-27 条第1項により、個人の請求権の時効が一律に中断される。この時効期間は、責任判決が不服申立てを受けなくなった日から再度進行し、この期間が6月を下回ることはない（同条2項）。

また、消費者は責任判決における当事者でないからといってその効力が事後的に争われることとなれば、団体が先行的に訴訟を行った意味がなくなる。そこで、消費者法 L. 623-28 条は、消費者法 L.623-4 条および L.623-14 条所定の裁判並びに L.623-23 条の適用による裁判は、その損害が手続において賠償されたグループのメンバーのそれぞれについて既判力を有する旨を規定する。ただし、グループへの参加は、責任判決によって定められた範囲に含まれない損害の賠償を得るため通常の法的手続に訴える権利を妨げない（消費者法 L. 623-29 条）。

#### (4) 先行するグループ訴訟の抑止効

こうしてグループ訴訟が無事に終了したとしても、グループ訴訟において原告適格を有する団体は複数存在し、手続に関与しなかった団体には既判力が及ばないと理解されることから<sup>(83)</sup>、重複的なグループ訴訟が可能であるとする先行するグループ訴訟と実質的に矛盾する判断がなされることとなる。そのため、消費者法 L. 623-30 条は、既に責任判決の対象となったものと同一の事実、違法および損害の賠償に係るものであるグループ訴訟は受理されないと規定する。原告とならなかった団体は、重複しない限り、別に訴えを提起することができるが<sup>(84)</sup>、消費者法 L. 623-31 条により、原告団体が懈怠している場合には、L.623-1 条の適用による提訴の後いつでも、その権限の代行を裁判官に求めることは可能である。

## 2. 簡易グループ訴訟

このほか、簡易グループ訴訟と呼ばれる簡易迅速な手段も用意されている。すなわち、被害を受けた消費者およびその数が特定されており、これらの消費者が同額の損害を受けたか、なされた給付に応じて同じ額の損害を受けたまたは期間に応じて同じ額の損害を受けたときは、裁判官は、事業者の責任について判決した後、事業者に対し、その定める期間内にその定める方式に従い、

---

(83) この規律について、HÉRON et LE BARS, *supra* note 78, n° 108 は、既判事項の拡張 (extension de la chose jugée) であるとしている。これに対し、JULIEN, *supra* note 44, n° 486 ; RAYMOND, *supra* note 79, n° 189 は、消費者法 L. 623-30 条を既判力の拡張として理解している。

(84) これに対し、HÉRON et LE BARS, *supra* note 78, p.100 は、訴訟手続の併合や関連性の抗弁 (exception de connexité) によって別々に判決が言い渡される事態は解消され、仮に別々に判決が言い渡されたとしても、消費者が加入できるグループは 1 つだけなので、裁判所の判断について矛盾が生じることはない指摘する。

なお、関連性の抗弁とは、異なった 2 つの裁判所に提起された事件 (請求) について、共通の問題を基礎としているために矛盾した判決がなされるおそれがあることなどから、それらを併せて審理し判決することが司法の利益になるような関係が存する場合に、裁判所の一方が裁判権を放棄し、その審理を他方の裁判所へ移送するように要求することを認めるものとされる。

消費者に直接かつ個別的に賠償するよう命じることができる（消費者法 L. 623-14 条）<sup>(85)</sup>。この決定は、通常の不服申立ておよび破産申立ての対象とならなくなったときは、その決定の定めによる賠償を受け入れることを許すため、事業者の費用とする関係消費者に対する個別の通知措置の対象となる（消費者法 L. 623-15 条）。賠償を受け入れた消費者に関して、事業者が定められた期間内にされた決定を履行しないときは、消費者法 L.623-19 条<sup>(86)</sup>および L.623-20 条<sup>(87)</sup>が適用され、決定の定めによる賠償の受け入れは、賠償を目的とした団体への授権とみなされる（消費者法 L. 623-16 条）。

このような簡易グループ訴訟についてオプトインを前提とした手続なのか、オプトアウトを前提とした手続なのかについて、見解の対立が認められる。まず、オプトインを前提とするという立場からは、手続対象者に個別に通知がなされたとしても、賠償を受け入れることが表明されない限り、非通知者が手続に含まれることはないとされる<sup>(88)</sup>。すなわち、消費者は自らに提案された賠償を受け入れて初めて賠償を得る（既判力を対抗される）ことになっていて、グループへの加入と賠償の受け入れで違いがないと理解される<sup>(89)</sup>。これに対し、一種のオプトアウトの手続を認めたとする見解によれば、対象消費者の加入というプロセスを簡略化し、個別の通知措置を前提としつつ意思の不表明を黙示の授権とみなすのが簡易グループ訴訟であるとされる<sup>(90)</sup>。ここでの見解の

(85) 事業者が顧客リストを有しているであろう新聞やインターネットといった定期予約の事例が想定されているとされる。HÉRON et LE BARS, *supra* note 78, p.106.

(86) 消費者法 L. 623-19 条「責任判決をした裁判官は、判決の実施の際に生じる紛争について解決する。」

(87) 消費者法 L.623-20 条「原告団体は、事業者が認めなかった賠償請求について判断した判決の強制執行のため、所定の期間内に事業者による賠償を受けなかったグループのメンバーである消費者を代理する。」

(88) CALAIS-AULOY et TEMPLE, *supra* note 43, n° 666 ; Olivia SABARD, *L'action de groupe à la français, Dr. et pro.* 2014, p.136 ; HÉRON et LE BARS, *supra* note 77, p.106.

(89) SABARD, *supra* note 88, p.136 ; HÉRON et LE BARS, *supra* note 78, p.106.

(90) Emmanuel JEULAND, *Substitution ou représentation ? -À propos du projet d'action de groupe, JCP G* 2013, p. 927 ; CADIET et JEULAND, *supra* note 49, p.313.

対立は、次目で述べるグループ訴訟の特質について、1段階目の手続を集团的利益論の一種として把握するか代位訴訟として把握するかという対立を反映したものであるように思われる。

### 3. 和解によるグループ訴訟の終了

ここまではグループ訴訟が判決手続によって終了する場合の流れを概観してきたが、民事訴訟の一般的な理解による限り、当事者、すなわち原告団体と被告事業者の合意によって手続が終了することも許容される。消費者法 L. 623-22 条によると、司法組織並びに民事、刑事および行政の訴訟に関する 1995 年 2 月 8 日法律第 95-125 号第 2 編第 1 章〔筆者注：調停に関する総論的な規定〕所定の条件の下、グループ訴訟の対象となる個人的な損害の賠償を得るための調停には、原告団体のみが参加することができる。

さらに、消費者法 L. 623-23 条第 1 項は、グループの名でされるすべての合意は、裁判官の許可に服し、裁判官は、合意が適用される可能性のある者の利益に適合していることを確認して合意に執行力を付与する旨と規定する。同条は、調停 (médiation) と題する節に配置されているが、すべての合意が対象となっているのだから、調停における合意以外のものについても適用される条文であると理解することができる<sup>(91)</sup>。このような和解内容の(義務的な)審査は一般に認められるものではなく、グループ訴訟の一つの特徴ということが出来る。また、同条第 2 項において、関係する消費者に対しその合意に加入する機会を与えるために必要な公告の方法並びに当該加入の期間および方式について当該合意において明らかにする旨が規定され、責任判決による場合と平仄が合わせられているのも、上記のような内容審査がなされることと一定の関係性を有するものと考えられる<sup>(92)</sup>。

---

(91) 次節第二款第二目において改めて検討する。

(92) さらに、消費者法 L. 623-27 条第 2 項や消費者法 L. 623-29 条・消費者法 L. 623-30 条により、裁判所による和解の許可と個人の請求権の時効中断や既判力の拡張が結び付けられ、判決と和解で平仄が合うように調整されている。

#### 4. 競争法上のグループ訴訟

ここまでは典型的な消費者被害を念頭においた規定であるが、1(2)で前述した通り、消費者法上のグループ訴訟は、②その損害が商法典第4巻第2編またはEU運営条約101条および102条の意味での反競争的な行為によって生じたもの<sup>(93)</sup>(消費者法L.623-1条2号)も対象とされる。そのため、競争法に固有の事情に鑑みて、競争法に関するグループ訴訟の特則が規定されている。具体的には、(i)事業者の違法を確認し、もはや違法の確定に関する部分について不服申立てを受けない国内またはEUの機関または裁判所による事業者に対してなされた決定に基づく場合にのみ、グループ訴訟で確認することができること(消費者法L.623-24条<sup>(94)</sup>)、(ii)グループ訴訟の前提となる当該決定は不服申立てができなくなった日から5年の期間を超えないものであること(消費者法L.623-25条)、(iii)公示措置に関してのみ、責任判決の仮執行を命じることができること(消費者法L.623-26条)が定められている。

※本稿は、一橋大学学位論文(博士(法学))に加筆・修正を加えたものである(同論文は既に一橋大学機関リポジトリHERMES-IRにおいて全文公開に至っている)。加筆・修正に際しては、今春から本学で導入されたフランス法データベースが役に立った。また、研究に際しては、JSPS科研費JP19J11555、JP22K13311の助成を得た。記して感謝申し上げます。

(93) 例えば、価格カルテルや優越的地位の濫用である。Daniel MAINGUY, *L'action de groupe en droit français*, 2014, p. 79.

(94) 本条第2項には本条第1項の適用について事業者の違法を反証することができない旨が規定されていたが、2017年3月9日オルドナンス第303号により廃止された。